

## 自動車運転代行業に関する窓口の変更について

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）に基づく国土交通大臣の事務・権限（標準自動車運転代行業約款の作成を除く。）が都道府県知事に移譲され、平成27年4月1日より沖縄総合事務局陸運事務所で行っていましたが事務・権限は下記へ移譲されます。

### 記

沖縄県企画部交通政策課（電話：098-866-2045）

※平成27年4月1日以降

#### 【参考】移譲される事務・権限

- ・都道府県公安委員会による認定又は認定の拒否に係る事前の協議・同意（法第5条第4項）
- ・都道府県公安委員会による認定の取消しに係る事前の協議・同意（法第7条第2項）
- ・都道府県公安委員会からの変更の届出の通知の受理（法第8条第2項）
- ・都道府県公安委員会からの認定証の返納の通知の受理（法第9条第3項）
- ・自動車運転代行業約款の届出の受理（法第13条第3項）
- ・自動車運転代行業を営む者に対する報告徴収及び立入検査（法第21条第2項）
- ・都道府県公安委員会による自動車運転代行業者等に対する指示に係る通知の受理（法第22条第1項）
- ・自動車運転代行業者に対する指示及び都道府県公安委員会に対する通知（法第22条第2項）
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令の要請（法第23条第2項）
- ・都道府県公安委員会による営業の停止命令に係る事前の協議・同意（法第23条第3項）
- ・都道府県公安委員会による営業の廃止命令に係る事前の協議・同意（法第24条第2項）